

第1回農林水産部所管施設指定管理者選定委員会会議録

○事務局 ただいまから第1回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を開催いたします。開会にあたりまして、農林水産部佐藤副部長兼農林水産企画室長からご挨拶を申し上げます。

○佐藤副部長 農林水産部副部長の佐藤です。よろしくお願ひします。まずもって、本日はお忙しい中、岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また皆様には、本選定委員会の委員就任につきまして、御快諾をいただきまして、深く感謝申し上げます。

この指定管理者制度でございますけれども、平成15年の地方自治法の一部改正に伴いまして導入をされたところでございます。農林水産部では、所管をいたします11施設について、平成18年4月から、順次、指定管理者制度を導入して管理運営を行ってきたところでございます。本日は、この11施設のうち、今年度末で指定管理期間が満了いたします「緑化センター」、「森林公園」5施設、「水産科学館」、「種市漁港海岸休養施設」、そして「種市フィッシャリーナ」の9施設について次期指定管理者を選定するにあたりましてその基本方針と募集要項について御協議をいただくものであります

指定管理者の選定でございますけれども、最終的に県議会の議決が必要となっておりますけれども、候補者の選定にあたりまして、客観的、公正な立場で審査などを行っていただくため、本委員会を設置しているところであります。委員の皆様から御指導、御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは議事に入ります前に、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思ひます。

山本信次委員でございます。

大村益男委員でございます。

辻盛生委員でございます。

佐藤法之委員でございます。

山本委員おかれましては、平成23年度から、継続して委員に御就任いただいているところでございます。

大村委員、辻委員におかれましては、前回、平成29年度に引き続いて委員に就任をお願いしております。皆様よろしくお願ひいたします。

最後に、本日の進行役を務めさせていただきます、管理課長の臼井と申します。よろしくお願ひいたします。

それではまず、委員長、副委員長の選出を行って参りたいと思ひます。選出につきましては、設置要綱第5第2項の規定により、委員の互選によることとされております。どなたか立候補いただける方はございますでしょうか。

○委員 事務局から案があればお願ひします。

○事務局 事務局案といたしまして、委員長は山本委員に、副委員長は佐藤委員にお願いしたいと思ひますが、皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、山本委員に委員長を、佐藤委員に副委員長をお願いしたいと思ひます。

以降の議事進行につきましては、設置要綱第5第3項の規定により、山本委員長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、御推薦いただきましたので、よろしくお願ひします。

事務局から、本日は傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 お1人、傍聴を希望されてる方がいらっしゃいます。

○委員長 それでは希望者の傍聴を認めますので、御案内ください。

〔傍聴者入室〕

それでは、議事に入ります。はじめに議題(1)「農林水産部所管施設に係る指定管理制度の導入について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料ナンバー1 をご覧いただきたいと思います。指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の力を活用し、住民サービスの向上や、管理運営の効率化を図ることをねらいとしております。指定管理者制度につきましては資料の中段の表にあるとおりでございます。制度の概要につきましては、最終的な管理権限を県に残したまま、指定管理者が管理の代行を行うこととされております。

受託者・指定管理者となる対象範囲といたしまして、法人その他の団体とされ、個人は除くとされております。

管理業務の範囲につきましては、使用許可も管理権限の一環として指定管理者が行うことができるとされております。

県の立場といたしましては管理権限自体の行使は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす観点から、必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取消等を行うとされております。

指定管理者となるためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要となります。

資料の裏面に参りまして、指定管理者による管理開始までの流れといたしましては、表のとおりとなっております。

制度導入の方針決定をした後、指定管理者の募集、申請受付、指定管理者の選定、指定の議決、協定の締結というスケジュールで進んでいくという形になります。

続きまして、資料ナンバー2 に移ります。農林水産部所管施設に係る指定管理者制度の導入についての案の資料です。

今回は9施設について、平成30年度から令和4年度の5年間で、現在の指定期間が今年度で満了する施設が9施設。緑化センター、森林公園、県民の森、滝沢森林公園、千貫石森林公園、大窪山森林公園、折爪岳森林公園、水産科学館、種市漁港海岸休養施設、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設となっております。

制度の効果等に関しましては、表の右側の方でございます。

指定管理制度の導入案といたしましては、表の一番右側というところございまして、いずれの施設も引き続き指定管理制度による管理制度を行うという案を提示させていただきたいと思っております。簡単ですが資料については以上になります。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、質問等はございませんでしょうか。

これは確認なのですが、以前の委員会のおきも話題になったことで、資料ナンバー1のいちばん最初のところですが、指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとしているというところがポイントで、ややもすると何というか、コストダウンの方が優先されがちなところがかつては多かったですけれども、本来的には、専門性の高い団体の方に管理をしていただくことで、サービス向上を図るというこ

とが本来第一の狙いであろうと認識しておりました。

今回も、いたずらに低コストを加味するよりは、質の高いサービス、そういったことを主眼で考えていくということで、そのあたりはみなさまよろしいでしょうか。

○事務局 今、委員長がおっしゃったとおり、サービスの向上というところが、やはり指定管理者制度の主眼の一つでございまして、そのための、管理運営の効率化というところがございますが、これはコストとパフォーマンスのバランスというところが大変大事だと認識しております。かつてはやはり、コストの方を小さくしていけば相対的にパフォーマンスが上がるというところに注目があつた時期もございますが、指定管理者の労働者の状況ですとかそういったところにも注目当たるようになりまして、最近やはり必要なコストのところはしっかりと確保しながら、その工夫できるところを工夫してパフォーマンスを上げていただくと、しっかりやっていただくかというところに注目が当たるようになっております。そういった形で県としても、指定管理者制度を運用していくところを基本にしておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、農林水産部が所管する9つの施設について、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うこととし、指定管理者の候補者の選定を進めることに御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、引き続き指定管理者制度による管理運営を行うこととし、指定管理者の候補者を選定することとします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。議題(2)指定管理者募集要項についてであります。募集要項については、これまで選定の際に公表したものを調整したもので完成度が高いものと思われまますので、大きな状況の変化なければ、ここは社会情勢が変わったからやっぱり変えるべきだというようなことがあればまた別ですが、状況としては前回、前々回とあまり変わらないということであれば、本日中に皆様に御承認いただき決定したいと思ひます。

それではまず、緑化センターの指定管理者募集要項の案について、事務局から説明をお願いします。

○（森林整備課より、資料の基づき説明）

○委員長 ただいまの説明に対し、質問等ございますでしょうか。

○委員 先ほど質問すればよかったですけれども、指定期間5年間というのは、ちょうどいい期間で賛成なんですけれども、他の農業とか違う部門も全部岩手県は5年で統一されているのかどうかというのをお聞きしたい。それから、委託料の計画表について、若干下がってということなんですけど、向こう5年間で大丈夫なんでしょうか。その2点です。

○事務局 事務局の方から、指定管理期間についてご説明をいたします。

お手元にお配りしている資料の中に、指定管理のガイドラインという資料がございます。こちらのほうで岩手県は指定管理をする場合には、3年から5年の期間を設定することをガイドラインで定めています。

いろいろその主旨を十分に生かせるように、サービスの継続性安定性などを踏まえて、概ね3年から5年程度とするとガイドラインを定めておりまして、一般的には、最初にそれまでの直営

から指定管理に移行するときなどは、短めの3年間という設定をしてある程度安定的に運営できるかどうかを見ながら進め、しっかりと定着してきて、その指定管理者もしっかりと業務をやっているという状況が見えて以降は、ある程度長期のスパンで運営の工夫をしていただけるように5年間の指定期間とするという運用が多い状況であります。

農林水産部の所管施設としては9施設ありますが、すべて現在は5年の指定期間でやらせていただけて、今回も5年でと考えているところであります。

○委員 農業のほうはないのでしょうか

○事務局 農業に関しては、指定管理施設はございません。農林水産部の所管としては9施設でございます。

○委員 他の部の状況はだいたい5年になっているのでしょうか。

○事務局 指定管理制度を導入してから長いところについては5年になっているところがほとんどでございます。例えば最近になってできた、陸前高田の施設だとかは最初3年からスタートしているという例はございますが、基本的には何度も指定管理更新するものについては5年になっているものが多い状況です。

○森林整備課 金額について、前回から微減ということですが、社会情勢的に非常に読みづらいところもありまして、例えば、突発的にかかり増しになるような経費ですとか、そういったところにつきましては、協議しまして、あとは、指定管理の仕様も適時見直しを図りまして、進めてまいりたいと考えております。原則はこの金額でやっていただくということですが、場合によっては検討するというところで進めていきたいと思っております。

○委員長 人件費について、9カ月になっているのは、施設が冬季に閉鎖になるからということでしょうか。

○森林整備課 緑化センターの運営期間が、毎年3月15日から12月15日と9ヶ月となっておりますので、こちら積算となっております。

○委員長 常勤的な方が、給料だと16万5000円ぐらいになると思いますが、最低賃金などから算出されているのでしょうか。

○森林整備課 こちらの積算につきましては、県の会計年度任用職員の給料表から積算しております。

○委員長 経費のかかり増しが心配されるところで、受けてしまったところが素直に被るのがお気の毒だと思うのと、そもそも先が余りにも見えないと、怖くて手を上げられなくて受託される方がいないというのもそれはそれで本末転倒なところである中で、燃料費等が上がっている中で、応募候補者の中から相談は受けるということでしょうか。

○事務局 事務局から補足でございますが、基本協定書と年度協定書の資料を参考で、添付してございますけれども、基本的には年度の指定管理料については5年間あらかじめ決めてしまうということではなくて、当該年度の指定管理料は当該年度の協定書で定めるということにしております。

それから、仕様書に定める業務に変更がある場合だとか、それ以外の疑義が生じた場合等については甲乙協議という規定を設けておまして、やむにやまれぬ社会情勢の変化みたいなところについてはそういったところで対応していくことを想定した仕組みにさせていただいております。

○委員 職員配置のところ、樹木医等、この方々の給与は、はたしてこれでいいのか、と感じるところはあるのですが、この辺りはどうでしょうか。

○委員長 県の方の任用職員の一般的に払われているパートの方よりは高いのでそれなりの配慮

はされているところはあるかと思えます。どうしてもここに出てくるまでの間で県の間で、財務関係の間での折衝の中でこういう金額になったのだと思えますが、今回はこれでやむを得ないんだけれども、専門性を鑑み、2人のうち1人は専門性の高い方を置くならもう少し高い算定にならないかとか、そういうことは委員会からの意見として説明していただくというようになるかと思えます。この金額については、財務の方に折衝していただいたうえでこうなっているということで、よろしいでしょうか。

○委員 緑化啓発業務のうち、緑化講習会等は指定管理者の方々が内容を考えて運営しているのか、ということと、指定管理者が変わった際に内容も変わったのかということをお聞きしたい。

○森林整備課 緑化講習会につきましては、具体的な中身につきましては、指定管理者で企画をして行っているものであります。

二つ目の、指定管理者が変わることで、内容が変わるかということについてですが、今まで同じ事業者のため、変更した例はありません。

○委員 頻度については管理者で考えているのでしょうか。

○森林整備課 頻度につきましては、こちらの方で年間10回程度ということで示しておりまして、月に1度ぐらいのペースでということをお願いをしております。

○委員長 それでは、緑化センターにつきましてはここまでにさせていただきます。

○委員長 つづきまして、森林公園の募集要項案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○（森林保全課より、資料に基づき説明）

○委員長 ただいまの説明に関し、質問はございませんでしょうか。

○委員 利用者数の推移ですが、県民の森は指定管理者がスタートしてから半分になっているが、千貫石とか折爪岳はほとんど変わらない、この辺はなにか分析はしているのか。

○森林整備課 県民の森については、平成19年度以降はおおむね横ばい傾向と考えている。近年は新型コロナの影響もあり、特にも県民の森は、八幡平市のイベントがあった際についでに寄っていただくお客様もおり、令和2年4月5月のお客様が減っているのは桜まつりの中止の影響があるものと考えている。観光でいらっしゃる方が減ってしまったことにより県民の森にも影響が出たものと考えている。

○委員長 コロナの影響についてはしかたがないことと思っている。利用者が減少するとキャンプ場の利用料収入の減が指定管理者の方にしわ寄せがいったのではないかと心配しているのですが、どうなのでしょう。

○森林整備課 キャンプ場のほうは、お客様が少なかったというところは聞いているところですが、県民の森の事業でやっているものの中で、氷瀑ツアーというものもやっている。

○委員長 賠償責任保険の関係ですが、次回以降は、もう少し高い保証額がよいのではないかと感じていたところである。それと、障がいをお持ちの方の対応について、指定管理者の方がしっかり対応していただいていたのですけれども、仕様書の中には入ってなくて指定管理者の方がサービスでやっていただいていたともうのですけれども、そのあたりについても、次回以降は明文化していただければと思います。

森林公園については、ここまでにしたいと思えます。

○委員長 つづきまして、水産科学館の募集要項案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○（水産振興課より、資料に基づき説明）

○委員長 ただいまの説明に関し、質問はございませんでしょうか。

○委員 建物について、年数が結構経っているということで、強度の問題であるとか、施設の老朽化の問題であるとか、そのあたりはどうなっているのか教えていただきたい。

○水産振興課 確かに古くなっている施設ですので、一応こちらの方で、年間の修繕計画というのを立てまして、順次、必要に応じて県の方での修繕を行っておりまして、直近でいきますと令和3年度が、非常放送設備の更新ですとか、施設内のボーリング調査等を行っているところです。

今年度につきましてはこれから契約するのですが、地下の燃料タンク補修というものは県が行うということにしておりまして、大きく修繕が必要なものにつきましては、計画を立てて修繕をしているところです。

○委員 施設の中の修繕について、最近地震が頻繁に起こっている。何かあれば生き物が全滅してしまうので、その辺を具体的に何か考えて計画的に、耐震対策をしているのかどうか。

○水産振興課 水槽等の耐震計画については、年次で、対応しているという形はちょっと聞いておりませんが、状況に応じて、その都度対応させていただきながら、あと先ほどありましたとおり、リスクの予算等について、予想前の修繕費等、そういった場合には、それぞれ甲乙協議という形で見ていくということになります。

○委員 利用者の推移はどのように分析されていますか。

○水産振興課 ここ2年ほどは新型コロナウイルスの影響が大きくありまして、入館者が若干少なくなっている状況であります。令和3年度については、少しずつまた持ち直してきていると聞いております。

○委員長 令和2年度段階で、現在の指定管理者の方から何か大変だったというような話はあったでしょうか。

○水産振興課 感染症対策についての質問はありましたが、入館者数が減ったことによる利用料の減少という形では、特にありませんでした。

○委員長 人件費の算定基準は。

○水産振興課 県の会計年度任用職員の賃金体系を使っておりまして、パートタイムの方と、フルタイムの方と混在で含め、単純に見ますと、1人当たりが若干少なくなりますが、積算の中ではそのような形で計算しております。

○委員長 サービスの向上を考えると、専門性の高い方の配置は不可欠だと思いますので、次回以降、可能であればメリハリをつけて、事務的な処理の方、専門性の高い方、それで時間で案分するとこれくらいとなると、よりよい方に指定管理を受けていただけるかと思いますので、今回につきましては、これじゃいいのではないかと思いますので、ぜひ積み残し事項として、ご報告いただければと思います。

水産科学館については、ここまでにしたいと思います。

○委員長 つづきまして、種市漁港海岸休養施設の募集要項案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○（漁港漁村課より、資料に基づき説明）

○委員長 ただいまの説明に関し、質問はございませんでしょうか。

○委員 ほとんどの施設が津波で全部壊れたんでしょうけども、これは完全に、すべての施設が元通りになっているのか。

○漁港漁村課 すべての施設について復旧しております。すべてを建て替えたわけではなくて、ある施設を活用しながら復旧しております。ですので、一部、傷んだりしているところもあり、そういったところに関しては、ロープをして、使用停止にしている部分もありますが、休養施設の建物自体については復旧しております。

○委員 利用料金制にしていますが、マイナスは洋野町が負担していると思うのですが、それ以外に目に見えない部分も洋野町の力を借りていると思うのですが、そのあたりは洋野町と話をしながら進めているということなののでしょうか。

○漁港漁村課 昭和 61 年にこの事業を整備する際に、協議会を設立し、洋野町が管理するということを前提として、この整備事業を行ったところですが。今のご指摘があった話につきましても、その協議会の中にはですね、地元の民宿経営者、商工会、漁協等が含まれてございまして、その中でいろいろな協議をしながらやっております。目に見える形としては、うにまつりとか、集客をしたり、ごみ清掃等、地元の方々の協力を得ながら行っているという聞いております。

○委員 このような形になった経緯について、大きな外部の資本が入ってくるのを抑えるといったような意図はあったのでしょうか。

○漁港漁村課 当時、民間も入れるという話もあったが、県北地域に観光を拠点とするところがないということで、当時の洋野町の町長から、海を拠点とした観光資源、あとは体験型学習とか、そういった部分を取り入れたまちづくりをしたいというような申し出がございまして、町が中心となって、観光とかいろんな産業を含めて、活性化を図りたいという目的からですね、洋野町がということで、やった経緯がございまして。

○委員 町主導でやっていくということを前提としているということですね。

○漁港漁村課 そうですね。

○委員 民間がとかっていうことはないのでしょうか。

○漁港漁村課 その当時はそういった話もあったようですが、やはり町として、観光も含めて、あと一次産業との連携というところも、十分に伝えていくというところから、町主導、行政主導という方向になったと聞いております。

○委員長 種市漁港海岸休養施設については、ここまでにしたいと思います。

○委員長 つづきまして、種市漁港海岸レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の募集要項案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○（漁港漁村課より、資料に基づき説明）

○委員長 ただいまの説明に関し、質問はございませんでしょうか。

○委員 現在 54 隻を許可しているとのことであるが、岩手県と岩手県以外との割合はどのくらいか。

○漁港漁村課 7割から8割程度が八戸市のものとなっております。

○委員 ということは、八戸には停めるところはないということでしょうか。

○漁港漁村課 民間の施設はあるのですが、料金が若干高くなっておりまして、種市を利用する方が多いのではないかと考えております。

○委員長 フィッシャリーナの利用人数というのはどのように数えているのか。

○漁港漁村課 細かいところは洋野町で算定しているのでわからないところはあるのですが、プレジャーボートを使われている方の延べ人数とトイレとかに入られた方の人数を目視で計上しているものと認識しております。

○委員長 平成26年ころから比較して利用人数が増えているのは、プレジャーボートの溪流数が増えているからと考えてよろしいですが。

○漁港漁村課 はい。そのとおりです。

○委員 利用状況について、増えてきている状況にあるのか、その見通しはどうか。

○漁港漁村課 利用状況でございますが、震災前に近づきつつあり、利用者が増えてきているという状況にあります。ただ、まだ空きがありますので、洋野町がチラシを作成して、八戸やその周辺の観光施設等にチラシを配布してPRしています。県におきましても、パンフレットを用意しての周知、SNSを活用してPRしていきたいと考えております。

○委員 作ったときもプレジャー用の施設としてつくったものなのか。

○漁港漁村課 この背景におきましては、その当時、海で釣りをする方でプレジャーボートをもって釣りをしていたという方が多かったんですけども、その当時プレジャーボートを停める場所がなく、漁業者とトラブルになるということを懸念しまして、国のほうで施設を作りましょうということからスタートしたものでございます。

○委員 全体を通じての話になりますけど、指定管理料の上限額の記載のしかたが施設によってまちまちで、わかりにくいところがあるので、分かりやすく統一したほうがよいと思います。それ以外の部分についても、募集要項が施設によって違っているところがあるので、次回に向けてご検討いただきたいと思います。

○委員長 様式とか書き方とか、もう少し共通して出させていただくとよいと思います。どうしても専門性があるので全く同じにできないところはあると思いますが、次回に向けてよろしく願いします。

それでは、フィッシャリーナにつきましては以上にしたいと思います。

○委員長 9施設の募集要項等について検討していただいたところですが、改めてご意見やご質問はありませんでしょうか。

○委員 先ほど緑化センターのところでお伺いして、同じ業者さんがやられているということなので、同じ業者さんがやられて安心ということもあるのですが他の業者さんが入りづらいような、金銭的に合わないというような、ほかの業者さんに変わる制度とかがあるべきではないかとも思うのですが、実際のところどうか。どのように考えるのか。

○委員長 事務局にお願いする前に、以前はだいぶ活気のある形であったが、だんだんお越しくださる方が減ってしまっていた状況で、施設によってだいぶ濃淡があるのですが、なかなか相当慣れている方じゃないと採算を合わせられないぐらいのところまで来ているのかなという話もありまして、今日も冒頭で申し上げたとおり、もう少し活発に応募していただけるような形で、募集は、施設の管理運営経費自体を高くしてあげられないでしょうかという話も以前出ました。も

ちろんこういうご時世で、行政的にも経費削減で大変な時代で、今回は全体として微減で済んで、以前は猛烈に減ってきた。

それをもっと、今回はなんていうか、今までと流れが変わったなという感じがしてはいるんですが、残念ながらふやすという方向までは、出し切れなかったというところが、ちょっとやっばりまた厳しいのかなと思っておりまして、そういった点で、将来に向けてこの委員会でもう少しそういう話をしたほうがいいのかと思います。今まで見てきた委員としての感想です。

○事務局 今ちょうど委員長にまとめていただいたように、ある程度指定管理の期間が長くなるにつれて、それまでの運営ノウハウによって、その効率化を継続できるというところの要素がかなり拡大してきて、そういう意味では新規参入がなかなかできにくくなっているんじゃないかというところをご指摘が当たるところが大きいかなと思っております。ただ、指定管理者制度のこの公募をする主旨としても、基本的にやはりよりよいものを常に求めていくというところをございますので、そういった制度の運用の趣旨にかなうような形になるようにそこは工夫をして参りたい。

それから公募に応じていただいている、指定管理者の皆様にもそういったあたりは念頭に置いて日々工夫はしていただいているので、よりよい施設運営を指定管理で実現できるような方向で、何とか工夫して参りたいというふうに考えております。

○委員長 農林水産部所管の施設にはかなり差があって、自己収入を上げられるタイプの施設と、そうでない施設があって、行政や自治会ですとか、あまりその収入的なことを考えないけれども施設の大事さを考えるところにやっていたかざるを得ない面もあり、逆に自助努力ができそうなどころにあってはコロナの収入減に当たってしまっているところがあって、今回はどの指定管理の皆さん大変な時期だったろうと思います。

もう少しメリハリをつけて、ここは自助努力というのは難しいから、できるだけ公的に支えていこうということをと、ここについてはもうちょっと工夫して意欲と能力のある人たちに応募してもらえるように公募しようとか、メリハリをつけていく必要があるかと思えます。

水産科学館でも言いましたけれども、利用料収入を上げればいいじゃないかといわれても、現実には運営費の6~7%なわけで、倍になっても10%ということであれば、例えば関東とかのように人が来るようなところであればまた違うのかもしれませんが、社会教育的な意味合いを持って設置している施設が多いので、難しいのではないのかなと感じているところでもあります。とはいえ、がんばっていただく部分と下支えする部分とバランスを考えなければいけないと思っています。

○委員 これから電気代とか、突発的なものがどうなるかわからないと思うのですね。特に水産科学館は、水槽に酸素を送っているわけで、電気代が上がっちゃうと大変なことになってしまうので、そういうときに甲乙協議したときに、予算取ってあげるとか、そういうのも考えていただきたいなと思えます。

○委員 今のお話しはリスク分担のところと思いますが、基本的には、突発的なところは協議して、というところになると思いますが、やはり、多くの方に手を挙げてもらえるように細かな部分も含めて、工夫してやっていくことが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長 いろんな工夫を持った方たちが来ていただけることが県民サービスにつながるものと思います。最後の話もそうなんですけれども、極力応募者の方の創意工夫を引き出せるということと、さりとて必ずしも儲かる施設だけではないということで、公的な支援の必要性を考えていくというところは、次回に向けて、財政当局や専門部署とのやり取りもあるかと思えますが、農

林水産部から主張していただければと思います。委員会でこういう意見があったということで行っていたのがよいかと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 今回につきましては、次回に向けて書式を統一していくとか見直しをかけていただくこととし、この内容で募集を行うということでよろしいでしょうか。

〔異議なしと呼ぶあり〕

それでは、この内容で募集情報をしていただくようお願いします。募集事項の修正が生じた場合は事務局から各委員に報告をお願いします。

次に、その他として、次回以降の選定委員会のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 2回目の選定委員会ですが、10月の開催を予定しております。具体的な日程は事務局において調整の上、委員の皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また次回の選定委員会ですけれども、申請団体の審査を行うということになりますが、これを公開するとしますと、申請を行った団体の競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあります。また審査の公正を期すためにも、今回は非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長 今回は競争でプレゼンテーションを行うということで、応募者の方の利害に関わることもあるかと思います。以前も2回目につきましては非公開ということで開催いたしました。これについては正当な理由かと思いますが、私としては非公開として了承できればと思いますが、委員の皆様はいかがでしょう。

〔異議なしと呼ぶあり〕

それでは、次回につきましては、非公開といたします。

○事務局 事務局からは以上になります。

○委員長 委員の皆様から、御意見等ございますでしょうか。

〔意見なし〕

それでは進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

○事務局 委員の皆様におかれましては長時間のご審議にお答えをいただきましてありがとうございました。

これもちまして第1回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。